

「イミダクロプリド」、「イミノクタジン」、「シクロプロトリン」及び「スピロジクロフェン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、1の農薬については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号に基づき、2～4については、同法第24条第1項第1号及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは、別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. イミダクロプリド
2. イミノクタジン
3. シクロプロトリン
4. スピロジクロフェン

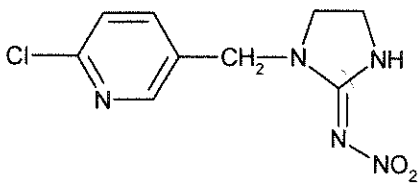
イミダクロプリド

1. 今回の諮問の経緯

・平成 21 年 12 月 8 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

・平成 21 年 12 月 18 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	イミダクロプリド (Imidacloprid)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	クロロニコチル系殺虫剤。ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断するなどの作用により殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲(ツマグロヨコバイ)、ばれいしょ(アブラムシ類)等 今回、なす、ほうれんそう(アブラムシ類)等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.06 mg/kg 体重/day
	国際基準	りんご、バナナ等に基準が設定されている。
	諸外国	米国: アセロラ、アボカド等 / 豪州: りんご、バナナ等 / カナダ: レタス、おうとう等 / EU: かんきつ類、トマト等 / ニュージーランド: かんきつ類、たまねぎ等に基準が設定されている。 インポートトレランス要請: 牛の筋肉等(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成 18 年 9 月 4 日及び平成 19 年 2 月 23 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 19 年 6 月 14 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.057mg/kg 体重/day	

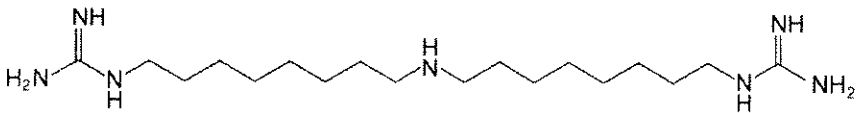
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イミノクタジン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 21 年 12 月 24 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請及び「畜産物」への基準値設定要請を受理。
- ・「ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。」

2. 評価依頼物質の概要

名称	イミノクタジン (Iminoctadine)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	グアニジン系の殺菌剤。病原菌の脂質生合成系や細胞膜機能に作用し、胞子の発芽、進入菌系の伸長を抑制することで作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 小麦(赤かび病)、なし(黒斑病)等 今回、レタス、キャベツ(菌核病)等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド: なし
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

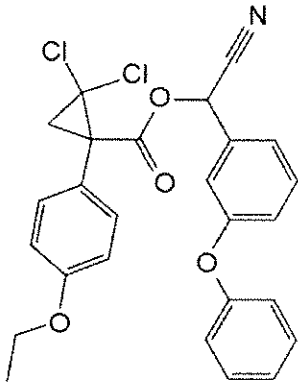
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シクロプロトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 22 年 1 月 5 日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理。
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シクロプロトリン (Cycloprothrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤。昆虫体内に浸透し、速やかに神経系の軸索部位の神経膜に達して異常興奮を惹起し、運動失調、麻痺等を経て死に至らしめる。	
日本における登録等の状況	登録がなされている。 適用作物：稲(イネミズゾウムシ等)	
	使用方法： 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド：なし
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

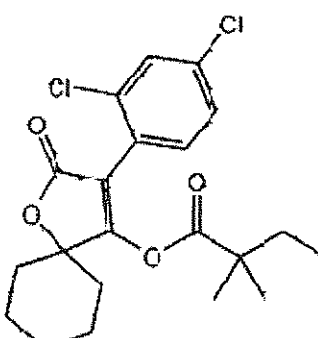
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

スピロジクロフェン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 21 年 10 月 9 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。
- ・**ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。**

2. 評価依頼物質の概要

名称	スピロジクロフェン (Spirodiclofen)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	環状ケトエノールに属するテトロン酸誘導体の殺ダニ剤。ハダニ類等の植物寄生性のダニ類に対して広範な活性を示し、成長・変態における生育調整系を阻害することで作用すると考えられている。	
日本における登録等の状況	登録がなされている。	
	適用作物: かんきつ類(ミカンハダニ)、りんご(リンゴハダニ)等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国: かんきつ類、ホップ等 / カナダ: りんご、ぶどう等 / EU: きゅうり、トマト等に基準が設定されている。 インポートトレランス要請: きゅうり、トマト等(EU)、パパイヤ、コーヒー豆等(ブラジル)、とうがらし、茶等(韓国)
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【イミダクロプリド】

- ・家禽飼養試験（採卵鶏）（1992年）ドイツ バイエル社 [GLP 試験]
- ・家畜代謝試験（泌乳山羊①）（1991年） Bayer AG [非GLP 試験]
- ・家畜代謝試験（泌乳山羊②）（1992年） Bayer AG [非GLP 試験]
- ・家畜代謝試験（産卵鶏①）（1990年） Bayer AG [非GLP 試験]
- ・家畜代謝試験（産卵鶏②）（1992年） Bayer AG [非GLP 試験]
- ・作物残留試験（国内）